



山形県公報

令和 7 年 11 月 4 日 (火)
第 653 号
~~~~~  
毎 週 火 ・ 金 曜 日 発 行

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定…………… (村山総合支庁地域健康福祉課) ……1095
- 救急病院等の告示…………… (医療政策課) …… 同
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (農業経営・所得向上推進課) ……1096
- 同…………… ( 同 ) …… 同
- 同…………… ( 同 ) ……1097
- 同…………… ( 同 ) …… 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (商業振興・経営支援課) ……1098

## 告 示

### 山形県告示第772号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 11 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                             | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------|-------------|
| トレンディワールド株式会社<br>千葉県千葉市中央区院内二丁目<br>17番25号 | つながるアカデミー<br>東根市中央三丁目 2 番30号            | 就 労 選 択 支 援     | 令和 7. 10. 1 |
| 株式会社ソーシャルトライ<br>寒河江市大字寒河江字塩水 6 番<br>地の 1  | 就労選択支援事業所むすび<br>寒河江市大字寒河江字塩水 4 番地の<br>1 | 就 労 選 択 支 援     | 同           |

### 山形県告示第773号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和 7 年 11 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                     | 所 在 地         | 認 定 期 間                                  |
|-------------------------|---------------|------------------------------------------|
| 産婦人科・小児科三井病院            | 鶴岡市美咲町28番 1 号 | 令和 7 年 11 月 1 日から<br>令和 10 年 10 月 31 日まで |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会山形済<br>生病院 | 山形市沖町79番 1    | 令和 7 年 11 月 7 日から<br>令和 10 年 11 月 6 日まで  |

|         |                    |                                          |
|---------|--------------------|------------------------------------------|
| 山形徳洲会病院 | 山形市清住町二丁目 3 番 51 号 | 令和 7 年 12 月 1 日から<br>令和 10 年 11 月 30 日まで |
|---------|--------------------|------------------------------------------|

**山形県告示第 774 号**

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 7 年 11 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積**

| 所在及び地番         | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 鶴岡市友江字村裏 152 番 | 田  | 2,894      |
| 鶴岡市友江字村裏 153 番 | 田  | 610        |

**2 利用権の内容等**

| 内容     | 始期         | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和 8 年 2 月 | 10 年 | 385,440 円    |

**3 補償金の支払の方法**

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

**4 農地の所有者等の情報**

なし

**山形県告示第 775 号**

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 7 年 11 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積**

| 所在及び地番        | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|----|------------|
| 鶴岡市黒川字大杉 25 番 | 田  | 160        |

**2 利用権の内容等**

| 内容     | 始期         | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和 8 年 2 月 | 5 年  | 8,000 円      |

**3 補償金の支払の方法**

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

**4 農地の所有者等の情報**

なし

## 山形県告示第776号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番          | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------|----|------------|
| 鶴岡市羽黒町屋字歳ノ神48番1 | 田  | 3,144      |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年2月 | 5年   | 0円           |

## 3 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第777号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番       | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------|----|------------|
| 鶴岡市藤沢字中辻202番 | 田  | 2,207      |
| 鶴岡市藤沢字中辻203番 | 田  | 2,970      |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年2月 | 5年   | 388,275円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び長井市役所において令和8年3月4日まで縦覧に供する。

令和7年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新長井ショッピングセンター  
長井市館町南3933－1 他
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称               | 住 所         | 代表者の氏名  |
|-------------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 日 向 屋 商 店 | 長井市館町南13番8号 | 四 釜 卓 也 |

- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり  
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- 変更年月日  
縦覧に供する届出書のとおり
- 届出年月日  
令和7年10月17日
- その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年3月4日までに知事に提出することができる。  
（1）意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
（2）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
（3）意見